

# 福島第一原子力発電所 労働安全衛生法第88条以外の調査結果について

< 参 考 資 料 >  
2016年12月14日  
東京電力ホールディングス株式会社

## < 概要 >

福島第一原子力発電所において、労働安全衛生法第88条関連の設備に係る計画の届出不備14件と点検不備1件を確認した件を踏まえ、法令確認の水平展開の一環として、労働安全衛生法その他条文および他の関連法令についても調査を行うこととしております。

今般、同法第88条以外の条文に関連して、新たに3件の点検不備があることを確認し、富岡労働基準監督署に報告しました。

本件を受け、本日（12月14日）、富岡労働基準監督署より是正勧告書をいただきました。

今回の調査結果等を踏まえ、今後、是正処置ならびに前回11月9日にお示した再発防止対策にしっかりと取り組むとともに、引き続き労働安全衛生法以外の法令に関し調査を進めてまいります。

## 【今回確認された3件の概要】

< 第二種圧力容器（労働安全衛生法施行令第14条）：1件 >

・車両整備場用エアータンクを2014年6月に設置したが、定期の自主検査を行っていなかった。

< 移動式クレーン（3t未満）（労働安全衛生法施行令第13条）：1件 >

・4tユニック車を2015年11月に設置したが、定期の自主検査を行っていなかった。

< 動力により駆動される遠心機械（労働安全衛生法施行令第15条）：1件 >

・汚泥処理設備のうち脱水機を2012年8月に設置したが、定期の自主検査を行っていなかった。

## (参考) 経緯 2016年11月9日までにお知らせ済み

福島第一・福島第二原子力発電所で確認された労働安全衛生法第88条関連の設備に係る計画の届出不備と点検不備について、調査結果ならびに同結果を踏まえた再発防止対策を以下の通りとりまとめ、11月9日までに富岡労働基準監督署に報告しております。今後、再発防止にしっかりと取り組んでまいります。なお、10月19日に福島第一原子力発電所宛にいただいた是正勧告への対応として（届出不備13件、点検不備1件）、11月2日に富岡労働基準監督署に届出を行っております。

### < 調査結果 >

労働安全衛生法（以下「安衛法」）に基づく手続きに関する運用は社内マニュアルに記載されていたものの、工事実施箇所に十分に共有、浸透しておらず、安衛法を関連法令として抽出できなかった。

工事実施箇所において、法令遵守の意識はあったが安衛法の規定に基づく届出が必要なことに気づかなかった。

工事実施箇所に対し、安衛法に基づく手続きが必要であることを指摘する仕組みが十分ではなかった。

### < 再発防止対策 >

今般の調査結果を踏まえ、安衛法に基づく手続きの対象となる設備については、社内マニュアルに具体的設備名称を明記する。

設備を新設または変更する場合、工事実施箇所は、工事の計画ならびに実施の段階で、今回新たに作成する確認表で安衛法に係る届出、定期自主検査の要否を確認する。設備完成後は、工事実施箇所において社内マニュアルに基づき定期自主検査の計画を作成し、計画内容および計画漏れがないことを確認する。また、工事実施箇所において以上の確認がなされているかを、横断的にチェックする箇所（以下「横断チェック箇所」）が確認する仕組みを導入する。

横断チェック箇所は、所員へのマニュアルの共有・浸透を図るため、同マニュアルに関する教育・研修を年1回実施する。また、安衛法に対する認識を正確なものとするため、社外講師等による教育・研修を年1回実施する。

横断チェック箇所は、上記の仕組みが有効に機能していることを年1回確認する。

---

## < 概要 >

柏崎刈羽原子力発電所において、発電所構内にある労働安全衛生法第88条関連の設備に係る計画の届出不備9件が確認されております（2016年9月27日お知らせ済み）。

福島第一、第二原子力発電所においても、現時点において、福島第一で1件、福島第二で2件の届出不備があることを確認しております。

調査状況については、富岡労働基準監督署に適宜報告するとともに内容のご確認をいただいているところですが、9月30日、福島第一および福島第二宛に是正勧告書をいただきました。

福島第二については、9月30日までに調査を終了しておりますが、福島第一については、引き続き調査を実施してまいります。

### < 福島第一で確認された1件の概要 >

- ・非常用窒素ガス分離装置用ディーゼル駆動空気圧縮機の軽油タンクを設置する際、その計画を当該工事の開始日の30日前までに、労働基準監督署に届出をしていなかった。

### < 福島第二で確認された2件の概要 >

- ・免震重要棟ガスタービン発電機地下タンクおよび小出槽を2010年3月に設置したが、計画の届出をしていなかった。
- ・緊急用高台電源設備燃料油系を2013年3月に設置したが、計画の届出をしていなかった。

（以上、2016年9月30日お知らせ済み）

その後、福島第一において、新たに13件の届出不備と1件の点検不備が確認され、最終的に福島第一における届出不備は14件、点検不備は1件となりました。

本件を受け、10月19日、富岡労働基準監督より是正勧告書をいただきました。

今回の調査結果等を踏まえ、今後、是正処置ならびに再発防止に取り組んでまいります。

なお、9月30日に福島第一および福島第二宛にいただいた是正勧告書への対応状況につきましては、10月13日に届出を行い対応完了しております。

---

## 届出不備：14件

### < 化学設備：7件 >

- ・非常用窒素ガス分離装置用ディーゼル駆動空気圧縮機の軽油タンクを設置する際、その計画を当該工事の開始日の30日前までに、労働基準監督署に届出をしていなかった。
- ・免震重要棟ガスタービン発電機地下タンクおよび小出槽を2010年7月に設置したが、計画の届出をしていなかった。
- ・暫定事務棟ディーゼル発電機屋外タンクおよび小出槽を2014年10月に設置したが、計画の届出をしていなかった。
- ・屋外消防設備屋外消火栓ポンプ用タンクを2016年10月に設置したが、計画の届出をしていなかった。
- ・新事務本館ディーゼル発電機屋外タンクおよび小出槽を2016年9月に設置したが、計画の届出をしていなかった。
- ・構内給油所ポータブル給油機（ガソリン、軽油）を2012年6月に設置し、2016年9月に交換したが、計画・変更の届出をしていなかった（ ）。 （ ）計画と変更で2件とカウント

### < 特定化学設備：7件 >

- ・ボイラーハウス（Cエリア）蒸発濃縮ボイラー（ろ過ユニット）の薬液タンク（休止設備）を2011年8月に設置したが、計画の届出をしていなかった。
- ・多核種除去設備建屋塩酸貯槽（1基）を2013年3月に設置したが、計画の届出をしていなかった。
- ・多核種除去設備建屋仮設薬液注入ユニット（容器3基）を2013年5月に設置したが、計画の届出をしていなかった。
- ・多核種除去設備建屋硝酸洗浄ユニット（容器3基）を2015年7月に設置したが、計画の届出をしていなかった。
- ・増設多核種除去設備建屋塩酸貯槽（2基）と薬液注入ユニット1（容器3基）を2014年9月に設置したが、計画の届出をしていなかった。
- ・増設多核種除去設備建屋薬液注入ユニット2（容器3基）を2016年1月に設置したが、計画の届出をしていなかった。
- ・高性能多核種除去設備建屋HClタンク（1基）を2014年10月に設置したが、計画の届出をしていなかった。

## 点検不備：1件

- ・構内給油所ポータブル給油機（ガソリン、軽油）を2012年6月に設置し、2016年9月に交換したが、2年以内ごとに1回、定期的に自主検査を行っていなかった。